

富来地域学校づくり準備委員会設置要綱

令和8年8月24日

教育委員会告示第11号

(設置)

第1条 富来地域における学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する義務教育学校の開校に向けた準備を推進するため、富来地域学校づくり準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会へ報告するものとする。

- (1) 学校の校名、校歌、校章、校旗及び制服等に関すること。
- (2) 学校の運営方針及び学校行事に関すること。
- (3) 学校の教育課程、教育計画等に関すること。
- (4) 特色ある学校づくりに関すること。
- (5) 部活動に関すること。
- (6) 学校のPTA組織及びコミュニティスクールに関すること。
- (7) 学校の通学路及び通学方法に関すること。
- (8) 地域連携に関すること。
- (9) 学校の施設に関すること。
- (10) 教材、教具備品等の整備に関すること。
- (11) 学校図書及び図書の整備に関すること。
- (12) 移転計画等に関すること。
- (13) 閉校及び開校記念事業に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会の委員（以下「委員」という。）は、別表第1に掲げる者をもって20人以内で組織し、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務に関する一連の事務が終了するま

でとする。

2 教育委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を委員として委嘱する。

3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 準備委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 準備委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の傍聴）

第7条 準備委員会の会議の傍聴については、志賀町教育委員会傍聴規則（平成17年志賀町教育委員会規則第4号）第2条から第6条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「教育長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

（幹事会）

第8条 準備委員会は、次条に定める専門部会の相互間の連絡及び検討事項を調整するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。

4 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、議長となる。ただし、最初に開かれる幹事会の会議は、委員長が招集する。

7 幹事会の会議は、幹事の過半数が出席しなければ開くことができない。

8 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第9条 準備委員会は、第2条に規定する所掌事務の推進のため、別表第3に掲げる専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、別表第3に掲げる者から委員長が指名した者をもって組織し、必要な事項について調査及び検討を行い、その経過及び結果を準備委員会に報告するものとする。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員長の指名によりこれを定める。

4 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。ただし、最初に開かれる専門部会の会議は、委員長が招集する。

7 専門部会の会議は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

8 専門部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第10条 委員長又は部会長は、必要と認めるときは、準備委員会又は専門部会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償費)

第11条 委員及び部会員が会議に出席したときは、予算の定める範囲内で報償費を支給することができる。

2 委員のうち国及び地方公共団体に属する職員に対しては、報償費を支給しない。

(秘密の保持)

第12条 委員及び部会員は、準備委員会、幹事会及び専門部会において知り得た情報

等を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第13条 準備委員会、幹事会及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後、最初に開かれる準備委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	所属等	人数
(1) 小中学校・保育園・保護者代表	富来小学校 P T A 会長	1 人
	富来小学校 P T A 副会長（女性代表）	1 人
	富来中学校 P T A 会長	1 人
	富来中学校 P T A 副会長（女性代表）	1 人
	とぎ保育園保護者会長	1 人
(2) 小中学校長・保育園所長	富来小学校校長	1 人
	富来中学校校長	1 人
	とぎ保育園所長	1 人
(3) 地域代表	志賀町区長会から推薦	2 人
	富来地域主任児童委員代表	1 人
	富来地域社会教育委員代表	1 人
(4) 小中学校学校評議員	富来小学校学校評議員代表	1 人
	富来中学校学校評議員代表	1 人
(5) 学識経験者		2 人
(6) 議会議員代表	教育民生委員長	1 人
	教育民生副委員長	1 人
(7) その他教育委員会が必要と認める者	石川県教育委員会等	若干人

別表第 2（第 8 条関係）

区分	所属等	人数
専門部会の部会長	総務、教育課程、P T A・地域連携、施設・備品	4 人
専門部会の副部会長	総務、教育課程、P T A・地域連携、施設・備品	4 人
教育委員会職員		若干人

別表第 3（第 9 条関係）

部会名	所属等	主な検討事項
総務部会	・ 小中学校関係者	1 学校の校名、校歌、校章、校旗及び制服等に関する事。
	・ 小中 P T A 代表者	
	・ 保育園関係者	2 開校記念事業に関する事。

	・地域代表者	3 その他、学校総務に関すること。
教育課程部会	・小中学校関係者	1 学校の運営方針及び学校行事に関する こと。 2 学校の教育課程、教育計画等に関する こと。 3 特色ある学校づくりに関すること。 4 部活動に関すること。 5 その他、教育課程に関すること。
P T A ・地域連携部会	・小中学校関係者 ・小中 P T A 代表者 ・保育園関係者 ・地域代表者 ・学識経験者	1 学校の P T A 組織及びコミュニティスク ールに関すること。 2 学校の通学路及び通学方法に関するこ と。 3 地域連携に関すること。 4 その他、P T A ・地域連携に関すること。
施設・備品部会	・小中学校関係者 ・小中 P T A 代表者	1 学校の施設に関すること。 2 教材、教具備品等の整備に関すること。 3 学校図書及び図書の整備に関すること。 4 移転計画等に関すること。 5 その他、施設・備品に関すること。